

土地の安全上必要な措置（技術的基準）の概要

1 概要

土地の安全上必要な措置（技術的基準）は、飯田市土地利用調整条例において特定開発事業等を行う場合の基準として定め、具体的な内容について同条例施行規則に次の(1)及び(2)の基準に掲げるもののほか、都市計画法第33条第1項第7号に規定する基準に適合するよう定めます。

- (1) 特定開発事業等を行う地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。
- (2) 特定開発事業等のうち、太陽光発電施設の建設に関するものは、次に掲げるものであること。
 - ア 太陽電池モジュールを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
 - イ 太陽電池モジュールは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
 - ウ パワーコンディショナー等の附帯設備の配置、構造又は設備は、法令に基づき適切な措置が行われているものであること。

2 都市計画法第33条第1項第7号に規定する基準

特定開発事業等を行う場合は、都市計画法第33条第1項第7号の規定に基づき、次のとおり対策を講じることとします。

(1) 宅地の安全性（都市計画法第33条第1項第7号）

地盤の沈下、崖崩れ、出水その他による災害を防止するため、開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること。

(2) 軟弱地盤対策（都市計画法施行令第28条第1号）

地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講ぜられていること。

(3) 崖の上端部に続く地盤面の処理（都市計画法施行令第28条第2号）

開発行為によって崖が生じる場合においては、崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が付されていること。

(4) 切土（都市計画法施行令第28条第3号）

切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の設置、土の置換えその他の措置が講ぜられていること。

(5) 盛土（都市計画法施行令第28条第4号及び第5号）

ア 第4号に規定する盛土

盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置が講ぜられていること。

イ 第5号に規定する盛土

著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置が講ぜられていること。

(6) 崖（都市計画法施行令第28条第6号）

開発行為によって生じた崖面は、崩壊しないように、国土交通省令で定める基準により、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置が講ぜられていること。

(7) 擁壁（都市計画法施行規則第23条第1項）

切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 mを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 mを超える崖又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 mを超える崖の崖面は、擁壁でおおわなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号の一に該当するものの崖面については、この限りでない。

ア 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60 度	40 度	35 度
擁壁を要する勾配の下限	80 度	50 度	45 度

イ 土質が前アの表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度をこえ同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離 5 m以内の部分。この場合において、前アに該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同アに該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

(8) 地下水対策（都市計画法施行令第28条第7号）

切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。